

技能者表彰実施要領

推薦書類

- 1 推薦団体の推薦書
 - ・様式は任意
 - ・PDF 形式で提出

- 2 (様式第3の1) 調書(1) および(2)・・・1部門から21部門用
(様式第3の4) 調書(1) および(2)・・・22部門(障がい者部門)用
 - ・Excel 形式で提出

- 3 別紙(該当がある場合のみ)
 - ・Word 形式で提出

- 4 (様式4) 説明写真
 - ・PowerPoint 形式で提出

- 5 (様式5) 専門用語集
 - ・専門的・技術的分野に関する用語等の資料
 - ・Word 形式で提出

- 6 顔写真
 - ・鮮明なカラー、上半身、正面、脱帽で、最近(概ね6か月以内)撮影したものとする(ポラロイド等による写真類は不可)
 - ・JPG 形式で提出(PDF 形式は不可)

- 7 住民票抄本
 - ・PDF 形式で提出

- 8 その他の資料
 - ・PDF 形式で提出

9 動画

- ・録画形式はMP4形式により、電子媒体内（CD-RまたはDVD）に格納して提出
（1～21部門）動画による補足が必要な場合に限り、3分以内の動画提出
（22部門（障害者部門））5分以内の動画を原則提出

10 （様式8）被表彰候補者の同意書（22部門（障害者部門）のみ）

- ・PDF形式で提出

11 障害者手帳（写）（22部門（障害者部門）のみ）

- ・PDF形式で提出

提出書類一式

①メールで提出する資料

推薦書	(様式4)説明写真
(様式3-1)調書(1)	(様式5)専門用語集
(様式3-1)調書(2)	顔写真
別紙	その他の資料
住民票	
(障害者部門用)	
(様式3-2)調書(1)	同意書
(様式3-2)調書(2)	障害者手帳(写)

②紙媒体で提出する資料(郵送)

その他の資料 (メールで送信できない場合)

③電子媒体で提出する資料(郵送)

動画(MP4形式) CD-RまたはDVD に格納

調書（１）都道府県

(様式 3 の 1)

令和6年11月1日 現在

都道府県番号	-	推薦都道府県名	職業部門番号		職種名（１）	職種名（２）	氏名・現就業先事業所名の外字			
ふりがな 氏名		性別		職歴			在職期間（年月日）		在職 年月数	
生年月日		年齢					～			
現住所 〒 都道府県 市区町村 TEL						～				
就業地 事業所名						～				
事業所全体の従業員数						～				
所在地 〒 都道府県 市区町村 TEL						～				
								在職期間 計		
								重複期間を除く在職期間 計		
現職については、令和6年11月1日をもって終期とすること。										
表彰歴	表彰の種類		表彰の概要						取得年月	
	大臣表彰									
	知事・行政機関の局長表彰									
	全国レベルの業界団体表彰									
	その他									
免許・資格等	免許の種類		免許・資格等の概要						取得年月	
	職業訓練指導員免許									
	技能検定委員									
	特許・実用新案等									
大会入賞歴等			認定年度	業種	職種			技能士の名称	取得年月	
	高度熟練技能者									
	ものづくりマイスター									
	全技連マイスター									
			開催回	参加職種	順位					
	技能グランプリ									
	技能五輪国際大会入賞歴									
技能五輪全国大会入賞歴										

調書（２）都道府県

(様式 3 の 1)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名（１）	職種名（２）	ふりがな	0		
-	0	0	0	0	被推薦者氏名	0		
過去の５年の推薦回数		推薦者及び推薦理由	(所在地又は住所)					
年度			〒					
年度			都道府県					
年度			市区町村					
年度			(推薦都道府県知事名)		TEL			
年度			(推薦理由)					
計							回	
推薦順位等								
選考対象者総数								
推薦総数								
推薦順位								
卓越した技能の概要								
技能の概要		功績・貢献の概要		後進指導育成の概要		現役性		

調書（3）都道府県

(様式3の1)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	0
-	0	0	0	0	被推薦者氏名	0
卓越した技能の概要（続き）						
技能の概要		功績・貢献の概要		後進指導育成の概要		現役性

調書（3）都道府県

(様式3の1)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	0
-	0	0	0	0	被推薦者氏名	0
卓越した技能の概要（続き）						
技能の概要		功績・貢献の概要		後進指導育成の概要		現役性

調書（１）都道府県（22部門）

（様式 3 の 4）

令和6年11月1日 現在

都道府県番号	-	推薦都道府県名	職業部門番号	22	職種名（１）	職種名（２）					
ふりがな			性別	男	生年月日	氏名・現就業先事業所名の外字					
氏名			年齢								
障害名・障害程度	障害名	有無	障害程度第1種 第2種	障害程度（等級）	障害名	有無	障害程度	障害名	有無	障害程度	
	身体障害（視覚障害）				知的障害		療育手帳による程度 の区分	精神障害			
	身体障害（聴覚障害）										
	身体障害（音声・言語）										
	身体障害（肢体不自由）										
	身体障害（内部障害）										
<p>【障害程度について】</p> <p>○療育手帳による程度の区分 療育手帳等で次の記載が確認される場合は「A」を選択（①、A、A1、A2、A3、1度、2度、A重、A中、A2a、A2b、A最重度、A重度）。それ以外は「B」を選択。</p> <p>○重度知的障害者判定による重度判定 療育手帳による程度の区分「B」のうち、地域障害者職業センターが行う重度知的障害者判定を受け、判定書が交付された者について、当てはまる判定を選択。</p>											
現住所			職歴			在職期間（年月日）		在職年月数			
〒						～					
都道府県						～					
市区町村						～					
TEL						～					
就業地							～				
事業所名							～				
事業所全体の従業員数							～				
所在地								～			
〒								～			
都道府県								～			
市区町村								～			
TEL								～			
						在職期間 計					
						重複期間を除く在職期間 計					
現職については、令和6年11月1日をもって終期とすること。											
表彰歴	表彰の種類	有無	表彰の概要				取得年月				
	大臣表彰										
	知事・行政機関の局長表彰										
	全国レベルの業界団体表彰										
	その他										
大会 入賞歴等	大会名など	開催回	競技種目名	順位	免許・資格等	免許・資格等の名称		取得年月			
	国際アビリンピック										
	全国障害者技能競技大会 （全国アビリンピック）										
	地方アビリンピック										

調書（２）都道府県（22部門）

(様式3の4)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名（１）	職種名（２）	ふりがな	
-		22			氏名	
過去の5年の推薦回数		推薦者及び推薦理由	(所在地又は住所)			
年度			〒			
年度			都道府県			
年度			市区町村			
年度			(推薦都道府県知事名)		TEL	
年度			(推薦理由)			
計 回						
推薦順位等						
選考対象者総数						
推薦総数						
推薦順位						
卓越した技能の概要						
技能の概要		功績・貢献の概要		技能の指導及び育成の概要		現役性

調書（3）都道府県（22部門）

(様式3の4)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	
-		22			氏名	
卓越した技能の概要（続き）						
技能の概要	功績・貢献の概要	技能の指導及び育成の概要	現役性			

調書（3）都道府県（22部門）

(様式3の4)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	
-		22			氏名	
卓越した技能の概要（続き）						
技能の概要	功績・貢献の概要	技能の指導及び育成の概要	現役性			

免許・資格名	取得年月日

注1：被推薦者が「職業訓練指導員免許」「技能検定委員」「特許・実用新案等」以外の免許・資格を有している場合について

- (1) 当該業務を行うことにあたって必要な免許・資格等については、調書(1)の免許・資格欄には記載せず、この様式に当該免許・資格の名称、取得年月日を記載し、調書(1)とともに提出すること。
- (2) 記載した免許・資格については、添付資料として写しを提出すること。

注2：この様式には現役の就業者として当該業務を行うのに必要な免許・資格を記載すること。この際、業務に直接関係の無い資格（普通自動車運転免許など）は記載しないこと。また、当該業務を行うにあたって必要な免許を有してない場合、部門別審査委員会および総合審査委員会において技能者表彰実施要領の2「被推薦者」の要件を満たしていないと判断される場合があるので、留意すること。

(様式4)

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄

- ・【別紙4】推薦書類一式作成上の具体的留意点に記載の【写真】に関する項目を参照の上作成し本記述を削除してから使用する。
- ・本様式は、審査委員会で審査の参考とするため、調書に記載した作品や作業風景等の写真を添付の上、内容について下記「写真説明」欄に簡潔に記入する。
なお、調書の内容と関連性が低いと審査委員会で判断された写真は、審査の参考としない可能性がある。
- ・写真の枚数に制限はないが、写真様式は計10枚以内とし、写真は必ず添付欄内に収め、本ファイルを含む推薦書類の合計サイズが被推薦者1人につき指定された容量以内となるよう、適宜トリミング部分の削除や画像圧縮等を行うこと。
- ・本様式のレイアウト変更（各欄の場所移動やサイズの変更等）はしない。
- ・改善事案等の功績を記載する場合、写真に代えて図表を添付してもよい。

写真 説明	
----------	--

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄

写真 説明	
----------	--

(様式5)

専門用語集

用語	ふりがな	内 容

※必要に応じ画像や図表を添付し、わかりやすく記載する。

ただし、本ファイルを含む推薦書類の合計サイズが被推薦者1人につき指定された容量以内となるよう、適宜トリミング部分の削除や不鮮明にならない範囲での画像圧縮等を行うこと。

※提出書類中に解説を要する専門用語が1つも無い場合は「無し」と記入し提出すること。

(調書記載要領)

本調書は、被推薦者を審査するための基本資料となるものである。

したがって、以下に留意の上、必要事項を簡潔明瞭かつ的確に所定欄に記載すること。

なお、「技能の概要」および「功績・貢献の概要」の欄について、一葉で記入することが困難な場合は、二葉以上になっても差し支えないこと。

【調書1】

1 「職業部門」欄

被推薦者が従事する職業の職種が属する本要領の別表に定める職業部門の番号を記入すること。

2 「職種名(1)及び(2)」欄

被推薦者が従事する職種を別表に例示している職種名を参考に記入すること。

3 「氏名」欄

住民票に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。特に、旧字、新字、略字等は正確に記入すること。

変換できない文字または特定のフォントでしか表示できない文字については、常用漢字等、一般的に使用している文字に置き換えること。

なお、雅号等では受け付けないので、雅号等は記入しないこと。

4 「生年月日」欄

住民票に記載されている生年月日を「元号〇〇年〇〇月〇〇日」の形式で記入すること。年齢は令和6年11月1日現在の満年齢を記入すること。

5 「現住所」欄

郵便番号、現住所および電話番号を略さずに記入すること。住民票の住所と実際に居住している居所が異なる場合は、居所を記入すること。

6 「就業地」欄

(1) 「事業所名」欄には、雇用されている場合にあつては雇用事業所名を、自営している場合にあつては屋号等をそれぞれ正確に（法人格を省略したり、「株式会社」を「株」などと表記したりしないこと）、下段には、拠点名等（例：「〇〇工場」「〇〇支店」「〇〇営業所など」）があれば記載すること。

(2) 「所在地」欄には、郵便番号、所在地および電話番号を略さずに記入すること。

(3) 令和6年11月1日以前に就業地が変更になることが提出時に確定している場合はカッコ書きで「(〇月〇日より変更予定)」などと明記すること。また、提出後に就業地が変更になって場合は速やかに連絡すること。

(4)「事業所全体の従業員数」欄における人数は被推薦者も含めた人数を記載すること。

7 「職歴」欄

(1) 「職歴」欄

ア 就業先事業所の名称、職務内容、地位および役職等を記入すること。

イ 団体歴、公職歴、家業手伝い、学生時代のアルバイト、推薦を受ける技能と関係のない職種に従事していた期間は記入しないこと。

ウ いわゆる企業内学校において、推薦を受ける技能と直接関係のある職種の訓練を受けた期間は職歴となること。

エ 令和6年11月1日以前に就業地が変更になることが提出時に確定している場合は、6.就業地欄と同様にかっこ書きで「(〇月〇日より変更予定)」などと明記すること。

(2) 「在職期間」欄

その職の始期および終期を記入すること。

なお、現職については、令和6年11月1日をもって終期とすること。

(3) 「在職年月数」欄

月単位で計算した在職年月数を記入すること。

(4) 「重複を除く年月数」欄

表彰に係る技能を要する職種に従事していた期間の合計を記入すること。ただし、同一の時期に2以上の職にあった場合には、どちらか一方の職にあった期間とし、これを重複する期間を除外すること。

8 「表彰」欄

表彰（技能に関連して表彰を受けたもののみ記入する。）を受けている場合、その種類ごとに表彰の概要および取得年月を記入すること（表彰を証する書面の写しを添付すること）。

なお、技能に関連する表彰でない、例えば「感謝状」「永年勤続表彰状」等は記入しないこと。

9 「免許・資格等」欄

免許、資格、特許、実用新案等を有する者については、その種類ごとに当該免許等の概要および取得年月を必ず記入すること（免許等を証する書面の写しをすべて添付すること）。なお、本表彰と直接関連がない、例えば「普通自動車運転免許」等は記入しないこと。

なお、職業訓練指導員免許の取得歴もしくは技能検定委員の委嘱歴について、該当する場合はその種類と取得（委嘱）年月を本欄に記載すること（免許や委嘱等を称する書類の写しをすべて添付すること）。

10「大会入賞歴等」欄

(1) 高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスターに該当する場合は、認定された年度、業種、職種を記入すること。（認定を証する書面の写しをすべて添付すること）。

(2) 技能グランプリ入賞歴、技能五輪国際大会入賞歴、技能五輪全国大会入所歴がある場合は、開催回、参加職種、順位を記入すること。（入賞を証する書面の写しをすべて添付すること）。

11「技能検定」欄

技能士の名称（○級○○技能士）と取得年月を記入すること。（技能士証の写しをすべて添付すること）。なお、級は一級、二級等のように漢数字で表記し、単一級の場合は「単一級○○技能士」と記入すること。

【調書2】

1 「卓越した技能の概要」欄

卓越性を的確に把握し評価できるよう、無意味な修飾語を用いることなく具体的かつ分かりやすく記載すること。

(a) 表現が客観性に欠ける

- ・ × 「非常に優れている」 → ○ 他と比較してどのように優れているか数値等で表現
- ・ × 「短時間で加工できる」 → ○ 「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等
- ・ × 「精度が向上した」 → ○ 「標準公差 $\pm\Diamond\mu$ mmが $\pm\Delta\mu$ mmに向上した」等

(b) 共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確

- グループ作業や大型製品等の場合、本人が関わった部分について、個人の技能に特化し、具体的に記載

(c) 技能・功績の実績内容が、技術的要素のみ

- 卓越した技能を有する者であることが判断できるよう、特に技能の質的な面を中心にわかりやすく記載すること。

(d) 製品やサービスの紹介のみで、技能の関与が不明確

- その製品の製作過程またはサービスの提供過程のどこで本人の技能が活かされたか明確にすること

(d) 地場産業における活躍に限定され、技能の相対的レベルが掴みにくい

- 全国から選定することから、全国レベルでみた場合に、他の技能者と比較して、どの程度優れているのか、できるだけ具体的に記載する（地域に限定されるような性質の技能で、全国レベルの評価が難しい場合は、その地域における地場産業への貢献内容を記載する）

また、用語等については、全てふりがなおよび簡単に分かる説明（提出書類「専門的・技術的分野に関する用語等の資料」）を付すこと。

(1) 「技能の概要」欄

被推薦者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴あるいは他の技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが客観的に判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。

雅号と有する者については、その雅号を本欄に記載しても差し支えないこと。なお、雅号等での表彰は受け付けないため、氏名欄には雅号等を記入しないよう留意すること。

(2) 「功績・貢献の概要」欄

関連する他の資料に合わせて、その者が当該技能をもって製作または建造等をしたもので、当該被推薦者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界および社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な事績について具体的に記入すること。

(3) 「後進指導育成の概要」欄

被推薦者が後進の指導・育成にあたった方法、対象および範囲等について具体的に記入すること。

(4) 「現役性」欄

被推薦者が現役の技能労働者であるかを確認するため、その者の有する技能に関連した職種における1日平均の就業時間またはその者の有する技能に関連した職種に専ら就業しているか否かなどを具体的に記入すること。

2 「過去の推薦回数」欄

過去において被推薦者として厚生労働大臣に推薦した年度を記入するとともに、その推薦回数の合計を正確に記入すること。

なお、初めて推薦する場合は計0回と記入すること。

3 「推薦者及び推薦理由」欄

推薦者の住所、電話番号、名称（または氏名）、ならびにその推薦理由を記入すること。

記載例: 都道府県

調書(1) 都道府県

(様式3の1)

令和6年11月1日 現在

都道府県番号	0	推薦都道府県名	職業部門番号	5	職種名(1)	職種名(2)	氏名・現就業先事業所名の外字
		〇〇県			電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	例: 「藤」は草冠が「十」のように離れた字、「刃」は「刃」のように突き出る字、「◎」の字は「○」の字の偏が〜となった字(フォント「△△」で表示可能)等

推薦都道府県名欄、都道府県番号欄
プルダウンから推薦都道府県名を選択すること。
選択した都道府県に対応する番号が自動で都道府県番号欄に挿入される。

職業部門番号欄、職種名(1)(2)欄
「実施要領 別表」第1部門～第21部門を参考に職種を記入する。(P6参照)

氏名・現就業先事業所名の外字欄
被推薦者の氏名・現就業先事業所名に変換できない文字または特定のフォントでしか表示できない文字がある場合、必ずここに記載する。

ふりがな	ぎのう しゅういち	性別	男
氏名	技能 秀一		
生年月日	昭和31年12月10日	年齢	67
現住所			
〒 000-0000			
都道府県	〇〇県		
市区町村	〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇		
	〇〇マンション〇〇号室		
TEL 000-000-0000			

氏名・ふりがな・性別欄

住民票に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付け、名字と名前の間に**全角スペースを1つ挿入**する。
性別欄は住民票に記載されている性別をプルダウンから選択する。

生年月日・年齢欄

生年月日を入力すると和暦に変換される。
入力は和暦の場合「年号(昭和、平成、令和) yy年mm月dd日」、「年号(S,H,R) yy.mm.dd」(ドット区切り)または「年号(S,H,R) yy/mm/dd」(スラッシュ区切り)、西暦の場合「yyyy/mm/dd」(スラッシュ区切り)のように入力すること。
「年齢」欄は生年月日を正しく入力すると自動で挿入される。
○「S15.10.9」「S15/6/23」「1943/2/25」「昭和39年12月13日」
×「1940.7.7」「1942.6/18」「昭15年10月24日」→エラーとなる

現住所欄

被推薦者の現住所および電話番号を省略等せずに記入する。
住民票の住所と実際に居住している居所が異なる場合は、居所を記入する。

職歴欄

就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等を順番に記入すること。団体歴、公職歴、家業手伝い、学生時代のアルバイト、推薦を受ける技能と関係の無い職種に従事していた期間は記入しない。ただし、いわゆる企業内学校において、推薦を受ける技能と直接関係がある職種の訓練を受けた期間は職歴となる。
現役の職歴は最後に「として現在に至る」と記入する。

職歴	在職期間(年月日)	在職年数
△△電機(株) 第二製造部〇〇課に電機工として就職	S49.4.1 ~ S51.3.31	2年0月
〇〇電機(株) 〇〇工場 第一製造部〇〇課に電子機器組立工として就職	S51.4.1 ~ H3.3.15	14年11月
同 主任	H3.3.16 ~ H11.9.30	8年6月
同 〇〇長	H11.10.1 ~ H26.3.31	14年6月
同 〇〇長として現在に至る	H26.4.1 ~ R6.11.1	10年7月
	~	

事業所全体の従業員数欄

被推薦者も含めた人数を半角数字で入力する。就業者が被推薦者のみの場合は、0ではなく1を入力する。

在職期間(年月日)・在職年数欄

上記「生年月日」欄と同様に在職期間を正しく入力すると和暦に変換され、「在職年数」欄に在職年数が自動で入力される。

就業先	
事業所名①	〇〇電機 株式会社
事業所名②	〇〇工場
事業所全体の従業員数	120人
所在地	
〒 000-0000	
都道府県	〇〇県
市区町村	〇〇市〇〇町〇〇-〇
TEL 000-000-0000 (内線****)	

就業先欄

事業所名①欄には、雇用事業所名を、自営の場合は屋号等を省略せず正確に記入する(法人格を省略したりしないこと)。
事業所名②欄には、拠点名があれば記載する。
(例: 「〇〇工場」「〇〇支店」「〇〇営業所」)
また「所在地」欄には、郵便番号、所在地及び電話番号を略さずに記入する。
令和6年11月1日以前に就業地が変更となることが推薦時に確定している場合は「(〇月〇日より変更予定)」と記載する。
なお、推薦後に就業地が変更となった場合は速やかに連絡する。

職期間 計	50年6月
職期間 計	50年6月

表彰歴	表彰の種類	表彰の概要	取得年月
	大臣表彰	第〇回〇〇技能競技全国大会（〇〇の部）〇〇大臣表省	H〇年〇月
	知事・行政機関の局長表彰	卓越技能者〇〇県知事表彰：〇〇に係る卓越技能について表彰	H〇年〇月
	全国レベルの業界団体表彰		
		優秀技能者〇〇市長表彰：〇〇に係る優秀技能について表彰 〇〇県職業能力開発協会会長表彰：技能検定の推進貢献について表彰	H〇年〇月 H〇年〇月

表彰歴欄

表彰を有する場合、表彰の概要及び取得年月を記入し、表彰を証する書面の写しを全て添付すること（技能に関連して被推薦者本人が表彰を受けたもののみ記入する）。

なお、技能に無関係な「感謝状」「永年勤続表彰状」等は記入しない。

表彰の種類は、上段より順に該当項目を記載。記載箇所を誤らないようにする。

- ・「〇〇大臣賞」の場合は大臣表彰。
- ・「〇〇マイスター（〇〇知事賞）」の場合は知事・行政機関の局長表彰。
- ・「一般社団法人〇〇協会会長賞」の場合は全国レベルの業界団体表彰。

免許・資格等

職業訓練指導員免許の取得歴・技能検定委員の委嘱歴・特許を有する者については、免許・資格等の概要と取得年月を記入し、免許等を証する書面の写しを全て添付する。

なお、推薦を受ける技能と直接関係がない技能に関するものは記入しない。

免許・資格等	免許・資格等の概要		取得年月
	職業訓練指導員免許	機械科	H〇年〇月
	技能検定委員	〇〇県技能検定委員（機械）	H〇年〇月
	特許	特許123456「〇〇用装置の考案」	H〇年〇月

大会入賞歴等欄

高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスターに該当する場合は、認定された年度（元号アルファベット+数字）、業種、職種を記入し、認定を証する書面の写しを全て添付する。

技能グランプリ入賞歴、技能五輪国際大会入賞歴、技能五輪全国大会入賞歴がある場合は、開催回、参加職種、順位を記入し、入賞を証する書面の写しを全て添付する。

技能検定欄

該当する場合は、技能士の名称（〇級〇〇技能士）と取得年月を記入し、技能士証の写しを全て添付する。級は一級、二級等のように漢数字で表記し、単一級の場合は「単一級〇〇技能士」と記入する。

大会入賞歴等	認定年度	業種	職種	技能検定	技能士の名称	取得年月	
	高度熟練技能者				一級電気機器組立技能士	H〇年〇月	
	ものづくりマイスター	H28	〇〇職種		一級制御盤組立技能士	H〇年〇月	
	全技連マイスター						
		開催回	参加職種		順位		
	技能グランプリ						
	技能五輪国際大会入賞歴	〇回	機械職種		〇位		
	技能五輪全国大会入賞歴						

記載例: 都道府県

調書(2) 都道府県

(様式3の1)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名(1)	職種名(2)	ふりがな	ぎのう しゅういち
0	〇〇県	5	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	被推薦者氏名	技能 秀一

都道府県番号欄ほか調書1に記載したものが自動で反映。

過去5年の推薦回数欄

過去5年において被推薦者が卓越した技能者の表彰について厚生労働大臣に推薦された年度及び推薦合計回数を記入する。
なお、過去5年で初めて推薦される場合は計0回と記入する。

令和5年度	年度	推薦者及び推薦理由	(所在地) 〒 〇〇〇 都道府県 〇〇県 市区町村 〇〇市 〇〇町〇-〇-〇 (推薦者氏名) 〇〇県知事 〇〇 〇〇 (推薦理由) 電子分野の試作品製作における「はんだ付け」を始め、試作品の完成されるまでに必要な電子回路技術、組付技能、計測・評価技能などの電子機器組立に関する技能に卓越している。その技能を活かして、宇宙産業機器や自動車用電子制御製品、ITS製品などの多くの試作を担当し、製品化まで導いた。また、幾多の改善による生産性及び品質の向上や、職場安全に寄与するとともに、多くの後進技能者の指導・育成に貢献した。以上のことから本被推薦者は、電子機器組立に関する優れた技能を伝承するなど、多くの実績があり、県1位として推薦する。
令和3年度	年度		
	年度		
	年度		
	年度		
計 2	回		
推薦順位等			
選考対象者総数		36人	
推薦総数		7人	
推薦順位		1位	

推薦者及び推薦理由欄

推薦者の所在地または住所、電話番号及びその推薦理由を記入する。推薦者氏名は、都道府県知事名とするが、空席時等やむをえない場合は職務代行者であることを明記し、職務代行者名を記入する。
都道府県知事推薦の1位の者に関しては、他の候補者と比較して最上位とした理由も併せて記入する。

卓越した技能の概要欄

P10 4. 「卓越した技能の概要」欄に記載の各項目を参照の上、記入する。ただし、一業で記入することが困難な場合は、調書(3)(4)まで記載して差し支えない。

推薦順位等欄

- ・選考対象者総数欄・・・推薦に当たり、被推薦者とならなかった者も含め選考の対象とした全ての人数を記入する。なお、厚生労働大臣への推薦に当たり、管轄の市区町村、商工関係機関又はその他の団体等に推薦を依頼した上で候補者の選定を行っている場合は、当該推薦人数を記載し、潜在的人数を記載するなど、過大な人数を計上しないように留意する。
- ・推薦総数欄・・・被推薦者の全部門における総数を記入する。
- ・推薦順位欄・・・被推薦者の全部門における推薦順位を記入する。

卓越した技能の概要

技能の概要	功績・貢献の概要	後進指導育成の概要	現役性
電子分野の試作品製作に長年従事して培った知識・技能を有しており、特に下記の技能に優れている。 1. 高信頼性を保障する組立技能 電子機器組立の「はんだ付け」技能と、振動を考慮した組立技能を修練し、その経験と研究から、信頼性の高い工法や工程を生み出したその技能は、ハイブリッド車や燃料電池車に搭載されている電子制御製品の試作でも基礎となっており、現在は幅広く標準化されている。 2. プリント板アートワーク技能 電子製品の試作では、小型軽量化が重要課題とされ、その完成度はプリント基板の部品実装密度に大きく左右される。その中でもプリント板のアートワーク作業において、これまで培った優れたノウハウをベースに創意工夫と研究を重ね、新たなアートワークの工法を生み出した。その技能は現在標準化され、多くの電子製品の試作に適用されている。	1. 宇宙産業機器への貢献 人工衛星搭載用の低振動モータと宇宙環境測定装置の製作において、米国航空宇宙局の要求基準をクリアし、製品化を実現した。この技能は、現在運用中の国際宇宙ステーションの実験モジュール内で使用する真空ポンプ用コントローラの製造にも用いられ、宇宙産業事業の拡大に貢献した。 2. モータースポーツ活動への貢献 エンジン性能の向上を目指したエンジン制御用コンピュータの試作と量産に取り組んだその結果、高性能な電子部品の組付品質の向上に貢献した。 現在、この工法は標準化され、試作品の組立工法として広く活用されることとなった。	1. 電気・電子関係の国家検定に実技指導員として活躍し、これまでに〇〇名を合格させ、〇〇県技能競技大会において1位入賞者〇〇名を輩出した。 2. 技能五輪大会出場者の指導を通じ、工場よりこれまでに〇〇人を全国大会に出場させた。大会では1位入賞〇〇名の成績を獲得させると共に〇〇年の国際大会でも1位入賞を果たさせる等、高い指導能力を発揮した。 3. 技能検定補佐員として〇〇年にわたり尽力し、〇〇年から検定委員として、検定(電子機器・配電盤組立)の運営に貢献し、現在も県技能検定専門委員として活躍している。	技能五輪選手を指導する後進の指導員や技能五輪選手の指導、現場管理に尽力している また、自ら電子機器組立工として、訓練課題の作製作業に日々従事している。 現在従事している業務内容とその内訳は次のとおりである。 就業時間〇時間 1. 新規課題の検討及び仕様書類の作製(〇時間) 2. 指導方法や訓練内容の検討及び改善(〇時間) 3. 職場内の巡視と指導員や選手への指導・教育(〇時間)

卓越した技能の概要欄

上記の記載は、参考に記載したものであり、記載の分量は例によらず具体的かつわかりやすく詳細に記入すること。

推薦同意書（22 部門）

「卓越した技能者の表彰（現代の名工）」の推薦の候補者は、下記事項を理解の上、同意する場合に、職業部門 22 部門での推薦が可能となります。

次の事項を確認し、推薦に同意する場合は、本人署名欄に推薦される本人が自筆で署名して下さい。

推薦受付後、候補者の中から審査が行われ被表彰者を決定しますが、厚生労働大臣による表彰式（推薦年の 11 月頃）に先立ち、推薦の際に提出された顔写真、氏名、年齢、職種、就業先の事業所名、技能功績等が新聞、テレビ等のマスメディアに公表され、報じられます。

また、障害の種類、程度等についても公表することになります。

【推薦及び表彰に係る事項の同意・署名】

「卓越した技能者の表彰（現代の名工）」の推薦にあたり、

被表彰者に選出された場合は、顔写真、氏名、年齢、職種、就業先の事業所名、技能功績、障害の種類・程度等について、プレス発表資料、行政等の広報誌・ホームページ、表彰者名簿等に掲載されること

上記について、理解の上、同意します。

令和 年 月 日

被推薦者 本人署名

(被推薦者本人の署名が困難な場合)

被推薦者との関係

代理人署名

職業部門	第16部門	被推薦者氏名	技能 秀子	撮影年月日	令和5年11月3日
------	-------	--------	-------	-------	-----------

直近1年以内の作業風景写真を必ず1枚以上添付する。

写真添付欄

【注意点1】

該当職種で求められる安全面や衛生面に留意している作業風景写真を添付する。

注意点1に合致しない写真例



着帽せず、髪も束ねていない

注意点1に合致する写真例



着帽し衛生面に充分配慮していることが見て取れる

写真説明

地元の名産である〇〇を積極的に自店のメニューに取り入れて使用するなど、地産地消に努めている。また、今まで多く廃棄されてきた野菜の芯や皮を利用し、フードロスの削減にも力を入れるなど、環境面にも配慮した取り組みを行っている。

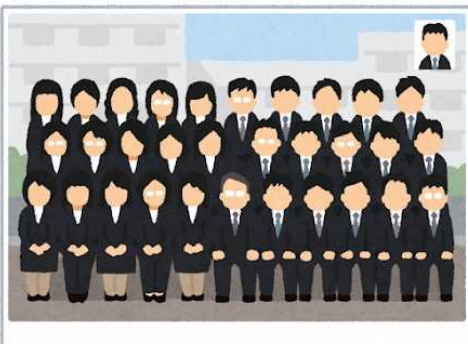
職業部門	第16部門	被推薦者氏名	技能 秀子	撮影年月日	令和5年5月
------	-------	--------	-------	-------	--------

写真添付欄

【注意点2】

後進指導育成が行われていることが分かる写真を添付する。

注意点2に合致しない写真例



実際、具体的にどのような指導を行ったのかわからない

注意点2に合致する写真例



指導風景が分かる写真がある

写真説明

〇〇小学校等、計〇校の小学校に対し、体験料理教室を実施し、技能尊重の機運醸成に貢献。
 ・包丁の持ち方や、野菜の切り方、根菜・葉物など種類によって熱の通り方に違いが出ることを説明した上で、火にかける順番を指導し、熟練した技能を実演して見せた。

職業部門	第9部門	被推薦者氏名	技能 秀雄	撮影年月日	令和5年11月3日
------	------	--------	-------	-------	-----------

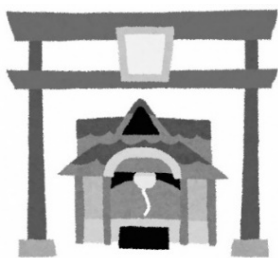
写真添付欄

直近1年以内の作業風景写真を必ず1枚以上添付すること。

【注意点3】

作品写真については、現役性の担保のため、直近1年以内の写真を1枚以上添付すること。

注意点3に合致しない写真例



古い作品写真
かない
(直近1年以内
に撮影した作品
写真がない)

注意点3に合致する写真例



直近1年以内
に撮影した作品
写真がある

写真説明	〇〇年～〇〇年にかけて氏が修繕に携わった〇〇神社。〇〇造りや〇〇伝統的な技法を用いた、〇〇の技術が活かされている。
------	---

職業部門	第9部門	被推薦者氏名	技能 秀雄	撮影年月日	令和5年5月
------	------	--------	-------	-------	--------

写真添付欄

【注意点4】

製品の中で用いられる部品等を製造している場合は、最終的な制作物においてその部品がどのように使われているのか記載すること。

注意点4に合致しない写真例



最終的にどの
ように用いら
れているのか
分かりづらい

注意点4に合致する写真例



最終的に
どのように
用いられて
いるのか
分かる

〇〇氏の製品をここで使用

写真説明	〇〇神社の修繕の際に用いられた〇〇の部品製造に深く携わる。氏の制作した部品は、伝統的な〇〇造りを支える上で欠かすことの出来ないものであり、その技術の高さゆえに幾つもの伝統社寺の修繕に用いられている。
------	---

(様式 5)

必ず記載すること。

専門用語集 (例)

用語	ふりがな	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 卓越した技能者の表彰 	<ul style="list-style-type: none"> ・ たくえつしたぎのうしやのひょうしょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卓越した技能者の表彰制度は、厚生労働大臣が我が国の最高水準にある優れた技能者を表彰することにより、技能労働尊重の気運を高め、技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年が誇りを持って技能者になろうとする社会的基盤を築こうとするものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ △△△△ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
<ul style="list-style-type: none"> ・ □□ <p>.....</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ △△△△△ <p>.....</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 <p>.....</p>

※必要に応じ画像や図表を添付し、分かりやすく記載する工夫があると良い。
 ただし、本ファイルを含む推薦書類の合計サイズが被推薦者1人につき指定された容量以内となるよう、適宜トリミング部分の削除や不鮮明にならない範囲での画像圧縮等を行うこと。
 ※提出書類中に解説を要する専門用語が1つも無い場合は「無し」と記入し提出すること。

職業部門、職業分類及び職種(例示)

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。
- 3 被推薦者の有する技能が2職種以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製鉄工、製鋼工	①製鉄工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工 等
		(2) 非鉄金属製錬工	①非鉄金属熔融炉工、②非鉄金属電解工、③半導体材料精錬工(多結晶シリコンなど) 等
		(3) 鋳物製造工	①鋳物工、②鋳物仕上工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造加熱炉工、②自由鍛造工、③型鍛造工、④手かじ工 等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延工
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料検査工	①金属材料検査工、②非破壊検査工(金属) 等
		(9) その他の金属材料製造の職業	①打貫工、②金属材料原料工、③金属焙焼工、④鉱石焼結工、⑤粉末冶金成形工、⑥粉末冶金製品製造工 等
2	1 金属加工の職業	(1) 汎用金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③フライス盤工、④研削盤工、仕上機械工、⑤NC旋盤工、⑥NCフライス盤工、⑦マシニングセンターオペレーター、⑧NC金属特殊加工機工 等
		(2) 板金工	①工場板金工 等
		(3) 金属研磨工	①金属手仕上工
3	1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①プレス成形工(打抜プレス、曲プレスを除く)、②打抜プレス工、③曲プレス刻印工、④数値制御プレス工 等
		(2) 鉄工、製缶工	①建築鉄工、②造船鉄工、③製缶工 等
		(3) くぎ・ばね・金属線製造工	①くぎ・ばね・金属線製品製造工
		(4) 金属研磨工	①金属材料・製品研磨工
		(5) 金属彫刻工	①彫金工(工芸的なものを除く)、②機械彫刻工、③腐食彫刻工、④かざり職、⑤けがき工 等
		(6) 金属製品製造工	①金属製家具・建具製造工、②浴工具製造工、③金具製造工、④金型製造工、⑤刃物製造工 等
		(7) 金属加工・溶接検査工	①金属加工検査工 等
		(8) その他の金属加工の職業	①ろう付工、はんだ付工、②金型取付工、③金属切断工(刃物によるもの)、④ダイカスト工、⑤機械解体処理工 等
	2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 金属溶接・溶断工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動溶接・溶断機運転工、④ガス溶接工、⑤ガス切断工 等
		(2) めっき工	①電気めっき工、②めっき工(電気めっきを除く)
4	1 一般機械器具組立・修理の職業	(1) 一般機械器具組立工	①原動機組立工②金属加工機械組立工、③農業用機械組立工、④建設機械組立工、⑤印刷・製本機械組立工、⑥半導体液晶パネル製造装置組立工、⑦業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工、⑧サービス用・娯楽用機械組立工、⑨機械部品組立工 等
		(2) 一般機械器具修理・検査工	①原動機修理工、②金属加工機械修理工、③産業用機械修理工、④生産設備保全工、⑤一般機械器具検査工 等

	2 計器・光学機械器具組立・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	①時計組立工、②時計修理工
		(2) 計量計測機器組立工・修理工	①電気計器組立工、②計量器・測定器組立工、③計量計測機器修理工
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①カメラ組立工、②光学機械器具修理工
		(4) レンズ研磨工・加工工	①レンズ研磨工・加工工
		(5) 他に分類されない光学機械器具組立工	①眼鏡（がんきょう）組立工、②顕微鏡組立工、③双眼鏡組立工、④測距機組立工、⑤望遠鏡組立工 等
5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 電気機械組立工	①発電機・電動機組立工、②配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工、③電気機械部品組立工 等
		(2) 民生用電子・電気機械器具組立工	①民生用電子・電気機械器具組立工 等
		(3) 電気通信機械器具組立工	①無線・有線通信機器組立工、②テレビ・ラジオ組立工 等
		(4) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立工、②電子複写機組立工 等
		(5) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体組立工 等
		(6) 電球・電子管組立工	①電球・電子管組立工
		(7) 電子機器部品組立工	①電子機器用コンデンサ組立工、②プリント基盤組立工、③液晶表示部品組立工 等
		(8) 束線工	①束線工
		(9) 被覆電線製造工	①被覆電線製造工
		(10) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池・蓄電池製造工
		(11) 電気機械器具検査工	①電気機械器具検査工
		(12) 電気機械器具修理工	①電気機械修理工、②電気通信機械器具修理工、③電子応用機械器具修理工、④民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(13) その他の機械組立の職業	①ICカード製造工、②記録媒体製造工、③磁気ディスク製造工、④太陽電池製造工、⑤点火プラグ製造工、⑥内燃機関電装部品組立工、⑦燃料電池製造工、⑧光ディスク製造工 等
	2 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電・送電員、②変電・配電員、③自家用電気係員
		(2) 送電線架線・敷設作業員	①送電線架線・敷設作業員
		(3) 配電線架線・敷設作業員	①配電線架線・敷設作業員
		(4) 通信線架線・敷設作業員	①通信線架線・敷設作業員
		(5) 電気通信設備作業員	①放送装置据付・保守作業員、②通信装置据付・保守作業員、③電話装置据付・保守作業員
		(6) 電気工事作業員	①電気配線工事作業員、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付作業員 等
6	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車組立・ぎ装工、②自動車部品組立工
		(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
		(3) 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	①航空機組立工、②鉄道車両組立工、③自転車組立工、④船舶ぎ装工 等
		(4) 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）	①航空機検査工、②鉄道車両検査工、③自転車検査工、④船舶検査工
		(5) 輸送用機械器具修理工（自動車を除く）	①航空機修理工、②鉄道車両修理工、③自転車修理工、④船舶修理工
		(6) その他の輸送用機械器具組立・検査・修理の職業	①他に分類されない輸送用機械器具組立工（自動車を除く）、②他に分類されない輸送用機械器具検査工（自動車を除く）、③他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く） 等

7	1 染色・紡糸等繊維製造の職業	(1) 紡織工	①染物・仕上工、②粗紡工、精紡工、③ねん糸工、加工糸工、④織布準備工、⑤織布工、⑥精練・漂白工、⑦編物工、編立工、⑧フェルト・不織布製造工、⑨つな・あみ製造工 等
		(2) 繊維製品製造工	①布裁断工、②パタンナー、③ミシン縫製工（衣服以外）、④特殊ミシン縫製工（衣服以外）、⑤刺しゅう工 等
		(3) その他の繊維製品製造・検査の職業	①紡織製品検査工、②繊維製品検査工、③カンバス製品製造工、④毛皮裁断工、⑤寝具仕立工、⑥帆布製品製造工、⑦帽子製造工（布製）、⑧布団綿入工 等
8	1 衣服の職業	(1) 衣服製造工	①婦人・子供服仕立職、②紳士服仕立職、③和服仕立職、④衣服修理工、⑤ミシン縫製工（衣服）、⑥特殊ミシン縫製工（衣服） 等
9	1 建設の職業	(1) 大工	①建築大工 等
		(2) 型枠大工	①型枠大工 等
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員 等
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員
		(2) 鉄道線路工事作業員	①鉄道線路工事作業員
	3 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱員
		(2) 石切出作業員	①石切出作業員
		(3) じゃり・砂・粘土採取作業員	①じゃり・砂・粘土採取作業員
		(4) ダム・トンネル掘削作業員	①ダム・トンネル掘削作業員
(5) さく井・ボーリング機械運転工		①さく井・ボーリング機械運転工	
(6) その他の採掘の職業		①支柱員、②抗内運搬員、③選鉱員、④発破員、⑤石油採取機械運転工、⑥天然ガス採取機械運転工 等	
10	1 その他の建設の職業	(1) ブロック積工、タイル張工	①ブロック積工、②れんが積工、③タイル張工、④石張工
		(2) 屋根ふき工	①かわらふき工 等
		(3) 左官	①左官
		(4) 配管工	①配管工
		(5) 防水工	①防水工
		(6) 建築塗装工	①建築塗装工
		(7) 建築板金工	①建築板金工
		(8) その他の建設の職業	①熱絶縁工、②潜水作業員、③測量作業員、④水道工事検査員、⑤住宅水回り設備取付工 等
	2 建設機械運転の職業	(1) 建設機械運転工	①建設用機械車両運転工、②舗装機械運転工 等
11	1 農業の職業	(1) 植木職、造園師	①植木職、②造園師 等
12	1 窯業製品製造の職業	(1) 窯業製品製造工	①ガラス製品製造工、②れんが・かわら類製造工、③陶磁器製造工、④ファインセラミックス製品製造工、⑤セメント製造工、⑥コンクリート製品製造工（生コンクリートを除く）、⑦生コンクリート製造工、⑧研磨用材製造工、⑨土石製品製造工 等
		(2) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工 等
		(3) その他の窯業・土石製品製造の職業	①七宝工、②石灰製造工、③石こう製品製造工、④施ゆう工、⑤ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦窯業原料工、⑧るつぼ製造工 等
	2 化学製品製造の職業	(1) 化学製品製造工	①化学繊維工、②石けん・洗剤・油脂製品製造工、③医薬品製造工、④化粧品製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インク製造工 等
		(2) 化学製品検査工	①化学製品検査工 等
		(3) その他の化学製品製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②顔料製造工、③香料製造工、④殺虫剤製造工、⑤製塩工、⑥線香製造工、⑦農薬製造工、⑧花火師 等

3	ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム製品製造工	①原料ゴム加工工、②ゴム製品成形工（たいや成形を除く）③タイヤ成形工 等
		(2) 他に分類されないゴム製品製造工	①ゴム接合工、②ゴムはり工、③ゴム焼付工、④再生ゴム製造工
		(3) プラスチック製品製造工	①プラスチック成形工、②プラスチック切削・研磨工、③プラスチック接合・裁断工、④プラスチック塗布工、⑤原料プラスチック処理工 等
		(4) 他に分類されないプラスチック製品製造工	①プラスチック彫刻工
		(5) ゴム・プラスチック製品検査工	①ゴム・プラスチック製品検査工
4	土石製品製造の職業	(1) 土石製品製造工	①土石製品製造工 等
13	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	(1) 木製製品製造工	①製材工、チップ製造工、②合板工、③木工、木彫工、④木製家具・建具製造工、⑤指物職 等
		(2) 木・竹・草・つる製品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等
		(3) その他の木・竹・草・つる製品製造の職種	①い草製品製造工、②稲わら製品製造工、③き柳製品製造工、④げた製造工、⑤竹細工工、⑥とう製品製造工、⑦船大工、⑧麦わら製品製造工、⑨木製運動用品製造工、⑩木製おけ製造工、⑪木製たる製造工、⑫木製曲物製造工 等
2	パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ・紙・紙製品製造工	①パルプ工、紙料工、②紙すき工、③段ボール製造工、④加工紙製造工（段ボールを除く）、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦紙裁断工 等
		(2) パルプ・紙・紙製品検査工	①パルプ・紙・紙製品検査工
		(3) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	①紙加工工、②紙仕上工、③紙製品仕上工、④紙巻取工 等
3	印刷・製本の職業	(1) 印刷・製本作業員	①DTPオペレーター、②写真植字機オペレーター、③製版作業員、④とっ（凸）版印刷作業員、⑤オフセット印刷作業員、⑥グラビア印刷作業員、⑦スクリーン印刷作業員、⑧シール印刷作業員、⑨印刷物光沢加工作業員、⑩製本作業員 等
		(2) その他の印刷・製本の職業	①活字製造作業員、②校正作業員、③はく（箔）押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等
4	革・革製品製造の職業	(1) 革・革製品製造工	①革・革製品製造工
		(2) その他の革・革製品製造の職業	①革打抜き工、②革具加工工、③革靴修理工、④革靴製造工、⑤革裁断工、⑥革サンダル製造工、⑦革スリッパ製造工、⑧革縫製工、⑨製革工、⑩製革仕上工、⑪製革準備工、⑫なめし工 等
14	1 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工 等
		(2) パン・菓子製造工	①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工 等
		(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	①豆腐・油揚等製造工、②こんにゃく製造工、③ふ製造工
		(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰食品製造工、②びん詰食品製造工、③レトルト食品製造工
		(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②乳酸発酵製品製造工、③アイスクリーム製造工 等
		(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介干物製造工、③水産ねり物製造工 等
		(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 等
		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工
		(9) 保存食品・冷凍加工食品製造工	①保存食品製造工、②冷凍加工食品製造工
		(10) 弁当・惣菜類製造工	①弁当・惣菜類製造工

2 食品原料製造の職業	(1) 精穀工	①精穀工
	(2) 製粉工	①製粉工
	(3) 味そ・しょう油製造工	①味そ製造工、②しょう油製造工
	(4) 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工	①イースト製造工、②うま味調味料製造工、③乾燥スープ製造工、④酵母・こうじ製造工、⑤香辛料製造工、⑥ジャム製造工、⑦食用油脂製品製造工、⑧酢製造工、⑨製糖工、⑩ソース製造工、⑪動植物油脂製造工、⑫トマトケチャップ製造工、⑬ピーナッツバター製造工、⑭マーガリン製造工、⑮マヨネーズ製造工、⑯水飴製造工、⑰配合飼料製造工、⑱食料品検査工等
3 飲料・たばこ製造の職業	(1) 飲料・たばこ製造工	①製茶工、②清酒製造工、③酒類製造工（清酒を除く）、④清涼飲料製造工、⑤たばこ製造工等
	(2) その他の飲料・たばこ製造の職業	①インスタントコーヒー製造工、②コーヒー豆焙煎工、③粉末飲料製造工④飲料・たばこ検査工等
15 1 生活衛生のサービス	(1) 理容師	①理容師
	(2) 美容師	①美容師
	(3) 美容サービス職	①着付師、②エステティシャン、③ネイリスト等
16 1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤給食調理人等
	(2) バーテンダー	①バーテンダー
	(3) 飲食物給仕係	①配ぜん人、②ウェイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、③ソムリエ等
17 1 その他の技能工、生産工程の職業(1)	(1) 内張工	①内張工、②表具師
	(2) 塗装工	①木工塗装工、②金属塗装工等
	(3) 畳工	①畳工等
	(4) 内装工	①金属建具取付工、②建具ガラス取付工、③内装仕上工
	(5) 他に分類されない技能工、生産工程の職業	①写真工等
18 1 その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②看板制作工等
	(2) 映写技士	①映写技士
	(3) 製図工、写図工	①写図工、②現図工
	(4) 製品包装作業員	①製品包装作業員、②ラベル・シール貼付作業員等
	(5) その他の生産関連・生産類似の職業	①写図工、②現図工
19 1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	①かばん・袋物製造工、②がん具製造工、③楽器製造工、④模型・模造品製作工、⑤ほうき、ブラシ製造工、⑥漆器工、⑦貴金属・宝石・甲・角細工工、⑧運動具製造工、⑨筆記用具製造工等
	(2) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①げた製造工、②木製運動用品製造工、③印判師、④うちわ製造工、⑤喫煙具製造工、⑥獣皮剥工、⑦製氷工、⑧ちょうちん製造工、⑨と畜作業員、⑩ファスナー製造工、⑪マッチ製造工、⑫有機肥料製造工（鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど）、⑬洋がさ製造工、⑭彫金工（工芸的なもの）、⑮装てい師、⑯フラワーデザイナー、⑰装身具等身の回り品検査工等
20 1 情報処理技術・通信技術の職業	(1) システム設計技術者	①システム設計技術者
	(2) ソフトウェア開発技術者	①ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）、②ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）、③ソフトウェア開発技術者（汎用機系）、④プログラマー等
	(3) システム運用管理者	①サーバ管理者、②システム管理者、③セキュリティエンジニア等
	(4) 通信ネットワーク技術者	①通信ネットワーク技術者等
	(5) その他の情報処理技術・通信技術の職業	①ソフトウェアテスト技術者 ②システムアナリスト、③ウェブデザイナー、④グラフィックデザイナー等

21	1 定置機 関・機械運 転の職業	(1) ボイラーオペ レーター	①ボイラーオペレーター
		(2) クレーン・巻上機 運転工	①クレーン運転工、②巻上機・コンベア運転工
		(3) ポンプ・送風機・ 圧縮機運転工	①ポンプ・送風機・圧縮機運転工
		(4) その他の定置機 関・機械運転の職業	①冷凍機運転工、②ケーブル機関運転工、③玉掛工、④下水処理施設設備操作員、⑤ごみ焼却設備操作員、⑥し尿処理設備操作員、⑦浄水場設備操作員 等
	2 開発技術 者	(1) 開発技術者	①原子力技術者（開発）、②鉱山開発技術者、③探鉱開発技術者、④織布開発技術者、⑤染色開発技術者、⑥探鉱開発技術者、⑦紡績開発技術者 等
	3 その他の 生活、衛生 サービスの職 業	(1) クリーニング工	①クリーニング工、②クリーニング仕上工
		(2) 洗張職	①洗張職
		(3) その他の清掃の職 業	①ビル・建物清掃員、②ハウスクリーニング作業員、③道路清掃員、④公園清掃員、⑤ごみ収集作業員、⑥し尿汲取作業員、⑦産業廃棄物収集作業員、⑧産業洗浄員、⑨消毒・害虫防除作業員、⑩乗物内清掃員、⑪浄化槽清掃員 等
	4 その他	1～20部門及び21部門の 1～3に属さない技能的 職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー、④工業デザイナー 等
22	1 障害があ る技能者	(1) 1～21部門のい ずれかに属する職種につ く障害がある技能者	① 1～21部門のいずれかに属する職種につく障害がある技能者